

氏名	尾崎 せい子
学位の種類	博士（工学）
学位記番号	総博甲第 158 号
学位授与年月日	令和 5 年 9 月 22 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項
文部科学省報告番号	甲第 795 号
専攻名	総合理工学専攻
学位論文題目	自治省モデル・コミュニティ事業における生活環境の施設整備と コミュニティ活動に関する研究 (A study on the development of living environment facilities and community activities in the model community program of the Ministry of Home Affairs.)
論文審査委員	主査 島根大学教授 澤田 樹一郎 島根大学教授 千代 章一郎 島根大学教授 細田 智久 大阪公立大学教授 中野 茂夫

論文内容の要旨

現在、少子高齢化・人口減少社会に突入しており、地域活性化などコミュニティをめぐる課題を突きつけられているとあってよい。このようなコミュニティをめぐる情勢から見回した時、今こそ高度成長期以降の「これからのコミュニティはどうあるべきか」を考える時期といっても良さそうである。わが国で初めて全国的な規模の施策としてコミュニティづくりが推進したのが、1971-1973（昭和 46-48）年に実施された自治省のモデル・コミュニティ事業（以下「事業」）である。この事業の柱は、(1)「コミュニティを単位に生活環境の整備を進める」生活環境の施設整備と、(2)「住民の自主的な発意に基づく」コミュニティ活動であり、ハードとソフトの両面からコミュニティづくりを目指すパイロット事業であった。その後、事業は、1983（昭和 58）年にコミュニティ推進地区、1990（平成 2）年にコミュニティ活動活性化地区へと受け継がれていった点で、わが国のコミュニティづくりの歴史の中でも重要な位置づけにある。

当事者の日笠は、「コミュニティづくりは、長い年月をかけて徐々に進められるもの」であり、「長期にわたるモデル・コミュニティ地区の観察と分析を継続する」必要性を指摘しているように、事業の開始から 50 年以上経った現時点において事業を明らかにすることに意義があると考えられる。この事業は、住民参加を謳い、住民が主体的にコミュニティづくりを行うことを目指したもので、現在のまちづくりにも通じる事業であることから、こうした課題を含めてコミュニティ計画を明らかにする。

本論文は、三部構成になっており、第一部「モデル・コミュニティ事業の運用方法」（第二章）、第二部「生活環境の施設整備」（第三-五章）、第三部「コミュニティ活動」（第六章）となっ

ており、全八章からなる。

研究方法については、最初に事業における施策の運用方法を明らかにするため、鳥取県立公文書館所属の「モデル・コミュニティ対策事業」や他の資料を精査する。またコミュニティ政策に関する「コミュニティの調（その1）（その2）」ほか、コミュニティ研究会報告などの一連の資料なども参照する。次に生活環境の施設整備については、前掲の県の公文書並びに当該自治体やモデル・コミュニティ地区が所蔵する資料にある建築図面をもとに空間的な整備内容について、特徴ある地区の整備状況を比較しつつ分析を行う。また補足調査として、各種施設の現地調査を実施する。また、コミュニティ活動については、各地区の活動記録や会議の資料を参照しつつ、ヒアリング調査を行う。

本論文第一部「モデル・コミュニティ事業の運用方法」では、モデル・コミュニティ事業は、毎年度改訂される事業の根幹となる対策要綱および事業の具体化に向けた事務処理要領にそって事業を実施した。また、各都道府県の地域住民の主体性や地域の特徴を活かしたコミュニティ計画を策定するために、コミュニティ研究会を立ち上げて、自治省やモデル・コミュニティ地区へコミュニティ事業の助言を行うとともに、調査研究を実施したことから、事業は、制度的な側面から施策の具体化に向けた国レベルの方針であったと考えられる。コミュニティ施策のパイロット事業として全国に普及させた結果、都道府県のモデル地区が521地区、コミュニティ施策を実施する市町村は2,528と全国隅々まで浸透していったことから、事業は、わが国におけるコミュニティづくりの原点であったことが、第一部において明らかになった。

本論文第二部「生活環境の施設整備」では、自治省は、モデル・コミュニティ地区（都市的地域・農村地域）の設定にあたり、対策要綱や事務処理要領に示した「コミュニティ（近隣社会）」という概念に基づき近隣住区の考え方を空間特性に落とし込んだモデルを作成し、生活環境の施設整備を都道府県に通知した。自治省やコミュニティ研究会では、近隣住区論を参照しながらも地域の実情に沿う形で生活環境の施設整備を実施し、モデル・コミュニティ地区は、コミュニティ施設を隣接させることで、コミュニティの核を構築することが一つのプロトタイプだったことが第二部において明らかになった。

本論文第三部「コミュニティ活動」では、対策要綱にモデル・コミュニティ地区の実情に即して6つのコミュニティ活動について提示した。市町村行政に対する住民の意思の反映に関するコミュニティ活動については、今では定着している「住民参加型のまちづくり」の考え方を対策要綱の中に明文化している。また自治省は、組織づくりについても重要視していたなどが第三部において明らかになった。

本論文（第七―八章）の最後に、モデル・コミュニティ地区のアンケート調査結果からは、生活環境の施設整備についての要望を提示し、コミュニティ活動をとおして、コミュニティ組織の担い手不足が課題であることが明らかにした。今後のコミュニティ計画には、コミュニティ活動の担い手を育成することの必要性を指摘した。

以上本研究は、モデル・コミュニティ事業の運用方法、生活環境の施設整備やコミュニティ活動の側面から調査したものであり、行政と地区の住民に対して、コミュニティ施策の策定のための有用な資料となりうる。

論文審査結果の要旨

「自治省モデル・コミュニティ事業」は、高度経済成長期の1971年から1973年にかけて、わが国で初めての全国規模のコミュニティづくり施策として策定され、生活環境及び地域活動に関

する施設整備と地域コミュニティ活動づくりをセットとして推進されたパイロット事業である。その後、この事業は 1983 年のコミュニティ推進地区、1990 年のコミュニティ活動活性化地区に関する施策へと受け継がれていった。

国内の多くの地域で少子高齢化・人口減少化の進む現在において、この高度経済成長期のパイロット事業が何を指し、その後、地域社会でどのように受け継がれていったかを歴史的に明らかにすることは、これからのコミュニティがどうあるべきかを考える上で重要である。本研究はこれを明らかにしようとするものである。関連する先行研究は存在するが、具体的にコミュニティ施設の整備状況や県レベルでの事業実施の詳細を明らかにした研究は現時点でなく、新規性を有している。

本論文は、第一部「モデル・コミュニティ事業の運用方法」(第 2 章)、第二部「生活環境の施設整備」(第 3 章～第 5 章)、第三部「コミュニティ活動」(第 6 章、第 7 章)の 3 部構成となっており、第 1 章の序論と第 8 章の結論が含まれている。

第一部では、まず、コミュニティ研究会報告、鳥取県立公文書館所蔵の「モデル・コミュニティ対策事業」をはじめ、多くの資料を丹念に参照、精査し、モデル・コミュニティ事業が策定された当時の運用方法について述べている。

第二部では、全国 83 のモデル・コミュニティ地区の生活環境の施設整備状況を述べている。前掲の県公文書並びに当該自治体やモデル・コミュニティ地区が所蔵する資料に含まれる建築図面や現在における・各種施設の現地調査をもとに、特徴ある地区の生活環境の施設整備状況について配置計画を含め空間的な視点から比較、分析している。

第三部では、全国 83 のモデル・コミュニティ地区のコミュニティ活動について述べている。各地区の活動記録や会議資料を参照しながら、地域住民へのヒアリング調査やアンケート調査を行い、事業実施当時のコミュニティ施設、コミュニティ活動やその組織構成について整理した上で、現在におけるコミュニティ活動の状況や課題についても述べている。

本論文は高度経済成長期のパイロット事業である「自治省モデル・コミュニティ事業」が何を指し、その後、地域社会でどのように受け継がれていったかを、策定当時から現在にいたるまで通史的に明らかにしたものである。具体的なコミュニティ施設の整備状況や事業実施に至る経緯の詳細を明らかにしており、先行研究には見られない新規性を有する。また、国内の多くの地域で少子高齢化・人口減少化の進み、コミュニティ施設の更新や組織の持続性が再度大きく問われている現在において、地域住民と行政との協働関係のあり方や今後の地域コミュニティ施策の方向性に有用な示唆を与える点で高い学術的価値と技術的有用性を有している。

本審査は、2023 年 8 月 10 日 10:25 より開催された。前回の予備審査での審査委員らによる指摘に対して、適切に対応されていること、査読論文内の英語による論文要旨執筆の確認により十分な英語能力があること、質疑に対して論文から得られた知見に基づき適切に対応されていること、査読システムが確立されている査読付き論文(関連論文)2 編が公表されていることを確認した。審査委員会は、本審査と同日の本審査後に開催され、審査委員による合議により、申請者は、博士(工学)の学位を授与するに適格と判断した。